

指定居宅サービス事業者、指定障がい福祉サービス事業者等への指導状況

1 令和2年度（2020年度）実地指導等実施状況

対 象 事 業 者		対象事業数	実施事業数
介護	指定居宅サービス事業者等（地域密着型サービス・有料老人ホームを含む）	981	12
障がい	指定障がい福祉サービス事業者等（地域生活支援事業を含む）	582	10
障がい	指定障がい児通所支援事業者	111	0

※各事業者が実施しているサービス事業数の合計を計上しています。

2 実地指導等における主な指導事項

対象事業者別	指 導 事 項
介護	高齢者虐待防止に関するマニュアルが整備されていない。
介護	高齢者虐待発生時の報告手順が明確化されていない。
介護	人権に関する研修（高齢者虐待、身体拘束、権利擁護）の実施が十分にされていない。
障がい	個人情報の使用について、利用者の家族から文書による同意を得ていない。
障がい	利用者とのサービス利用に係る契約内容の報告が市町村に行われていない。
障がい	重要事項説明書、契約書が利用者に交付されていない。
障がい	サービス等利用計画の写しが市に提出されていない。
障がい	就労継続支援A型事業のサービス提供時間と、居宅介護のサービス提供（身体介護）時間が重複していた。

※ 指導事項については、事業者から提出される改善報告書及び事業所への訪問等により、当該事項の改善状況を確認しています。

3 実地指導等における主な報酬返還事由

対象事業者別	報 酬 返 還 事 由
障がい	計画相談支援において、モニタリング実施時期ではない月に継続サービス利用支援費が算定されていた。
障がい	就労継続支援A型サービス費と居宅介護サービス費の重複請求が行われていた。
障がい	欠席時対応加算の算定要件を満たしていない。
障がい	サービス担当者会議実施加算や医療・保育・教育機関等連携加算等の算定要件である会議記録等が作成されていない。

※ 報酬の返還については、事業者から提出される点検結果一覧表等により、返還の状況を確認しています。